アクサダイレクト
redefining／standards

アクサダイレクト総合自動車保険 重要事項説明書

保険始期日　平成26年8月1日以降用

（平成27年1月改訂）

この書面では、ご契約内容を正しくご理解いただくために、重要事項を以下のとおり記載しています。ご契約される前に必ず内容をご確認いただくとともに、ご契約いただいた後も大切に保管してください。なお、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「普通保険約款/特約」および当社ホームページ（http://www.axa-direct.co.jp/）をご参照ください。ご不明な点がございましたら、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。ご契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの「重要事項説明書」の内容を必ずご説明いただきますようお願い申し上げます。

目次

Ⅰ. 契約概要 －ご契約に際して特にご確認いただきたい事項 ―― P.1～4

Ⅱ. 注意喚起情報 －ご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項 ―― P.5～6

Ⅲ. その他のご注意点 －上記以外にご注意いただきたい事項 ―― P.7～10

用語のご説明

この重要事項説明書で用いられている用語のご説明		
エ	**エコノミータイプ**	当社におけるご契約のタイプで、車両保険が契約されていない保険契約をいいます。
カ	**改造車**	車検証上に「改」もしくは「カイ」の表示があるお車、またはこれらの表示がなくとも種別・用途などが変更されたお車をいいます。
	家族	次の①～③に該当する方とします。①記名被保険者の配偶者　②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族　③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
	型式不明車	当社において型式の確認ができず、型式データを保有していないお車をいいます。
キ	**記名被保険者**	保険証券などに記載の被保険者をいい、ご契約の自動車を主に運転する方とします。
ケ	**契約者**	保険契約の締結や保険料のお支払いなど、契約上の権利・義務を有するその契約の当事者をいいます。
	原動機付自転車	総排気量125cc以下の二輪を含み、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。
コ	**ご契約の自動車**	保険証券などに記載の自動車および普通保険約款/特約における被保険自動車をいいます。
シ	**自家用8車種**	自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車および特種用途自動車（キャンピング車）をいいます。
	「車対車+A」車両保険	「自動車相互間衝突危険『車両損害』補償（相手自動車確認条件付）および車両危険限定補償特約（A）」を付帯した車両保険をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者などが、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	人身傷害搭乗中のみ補償特約	「人身傷害補償に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約」をいいます。
ス	**スタンダードタイプ**	当社におけるご契約のタイプで、「車対車+A」車両保険付きの保険契約をいいます。
セ	**全損**	ご契約の自動車の損傷を修理することができない場合、または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。 （注）地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約については、上記と異なり、この特約の約款に定める条件に該当する場合をいいます。詳しくはP.10「【別表1】地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約における全損の定義」をご確認ください。
ニ	**二輪・原付**	自家用二輪自動車および原動機付自転車をいいます。
ノ	**ノンフリート契約者**	ご契約者自らが所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険を契約している総台数が9台以下のご契約者をいいます。
ヒ	**被保険者**	保険の補償を受けられる方をいいます。
フ	**ファミリーバイク特約**	「原動機付自転車に関する『賠償損害』補償特約」をいいます。
	フリート契約者	ご契約者自らが所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険を契約している総台数が10台以上のご契約者をいいます。
	フルカバータイプ	当社におけるご契約のタイプで、一般車両保険付きの保険契約をいいます。
ホ	**保険金額**	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	保険証券など	保険証券または保険契約継続証をいいます。
ミ	**未婚**	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
メ	**免責金額**	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、被保険者の自己負担となります。

Ⅰ. 契約概要

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みください。

1. 商品の仕組み

自動車保険には、法律で加入が義務付けられた「強制保険（自賠責保険など）」と、任意にご加入いただく「任意保険」があります。アクサダイレクト総合自動車保険は「任意保険」に該当し、自賠責保険などに加入しているお車を対象とします。
補償内容は大きく分けて、「相手方への補償」、「ご自身および搭乗中の方への補償」、「お車の補償」の3つから構成されており、基本となる補償項目は下表のとおりです。自動的に付帯される補償項目以外はお客様のニーズに合わせてお選びください。各補償の内容については、後記「2.補償内容」およびP.8「Ⅲ－7.支払保険金などの概要」をご参照ください。

◎:自動的に付帯　○:任意で付帯

基本補償項目	相手方への補償		ご自身および搭乗中の方への補償				お車の補償
	対人賠償	対物賠償	自損事故	無保険車傷害	人身傷害	搭乗者傷害	車両保険（身の回り品保険付き）
付帯状況	◎	◎	◎(注1)	◎	○(注2)	○(注2)	○(注3)

（注1）人身傷害補償特約が適用される場合は、自損事故保険は適用されず、人身傷害補償特約で補償します。
（注2）人身傷害補償特約および搭乗者傷害保険のいずれかまたは両方をお客様のニーズに合わせて必ず付帯いただきます。
（注3）車両保険は「一般」と「車対車+A」の2つのタイプからお選びいただけます。ただし、ご契約の自動車が二輪・原付の場合や一部の車両では、車両保険を付帯できません。

2. 補償内容

（1）基本となる補償の主な支払事由・主な免責事由

基本となる補償の主な「支払事由（保険金をお支払いする主な場合）」および「免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）」は下表のとおりです。また補償項目によっては事故によって生ずる様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いする場合があります。詳しくは、普通保険約款/特約をご確認ください（P.8「Ⅲ-7. 支払保険金などの概要」もあわせてご参照ください）。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険	ご契約の自動車の事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険などの補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。	ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子が死傷した場合の損害　など
	対物賠償保険	ご契約の自動車の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子の持ち物や管理中の物などの損害　など

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ご自身および搭乗中の方への補償	自損事故保険	ご契約の自動車を運転中の事故(電柱への衝突や転落事故など)で、搭乗中の方が死傷し、自賠責保険などで補償されない場合に、保険金をお支払いします。 ※人身傷害補償特約が適用される場合は、自損事故保険は適用されず、人身傷害補償特約で補償します。	酒気帯び運転により運転者本人が被った損害・傷害、闘争行為によりその本人に生じた損害・傷害　など
	無保険車傷害保険	ご契約の自動車を運転中に賠償資力が十分でない無保険自動車と衝突した場合などで、ご契約の自動車の運転者や同乗者が死亡または後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。 記名被保険者とそのご家族については、ご契約の自動車に乗車していないとき(歩行中など)の無保険自動車との事故でも保険金をお支払いします。 ※人身傷害補償特約付帯の無保険車傷害事故の場合は、人身傷害補償特約による保険金の額が、無保険車傷害保険による保険金の額および自賠責保険などによる保険金の額の合計額を下回る場合に限り、無保険車傷害保険金をお支払いします。	
	人身傷害補償特約	自動車事故により、ご契約の自動車に搭乗中の方が死傷した場合などに、その実際の損害額に対して、約款に記載の損害額基準に従って、保険金をお支払いします。なお、この特約が適用される場合は、自損事故保険は適用されず、この特約で補償されます。 主な対象事故は下表のとおりです。　○:補償されます　×:補償されません (注)他の自動車には次の①～④の自動車は含まれません。 ①被保険者の使用者の所有自動車(業務のために被保険者が運転中の場合に限ります。)　②記名被保険者・ご家族が所有または主に使用する自動車 ③二輪・原付(ご契約の自動車と同一の用途車種の場合を除きます。)　④営業用自動車(被保険者が運転中の場合に限ります。)	
	搭乗者傷害保険	自動車事故により、ご契約の自動車に搭乗中の方が死傷した場合に、死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をお支払いします。なお、医療保険金については、入通院日数4日以内の場合は1万円、5日以上の場合は部位・症状(注)に応じて10万円・30万円・50万円・100万円のいずれかの一時金をお支払いします。 (注)詳しくは、P.10「【別表2】医療保険金支払額表」をご参照ください。	
お車の補償	車両保険(当社が定める一部の車両と二輪・原付には付帯できません。)	偶然な事故により、ご契約の自動車が損害を被った場合に、車両保険金をお支払いします。また、車両保険金が支払われる場合で、同一事由により車内などに積んでいる個人所有の身の回り品(事業用動産などを除きます。)に損害が生じたときに、身の回り品保険金をお支払いします。 なお、車両保険は下記の2つのタイプ(フルカバー、スタンダード)から、任意にお選びいただけます。 ○:補償されます　×:補償されません (＊1)二輪・原付との衝突・接触を含みます。　(＊2)相手自動車とその運転者または所有者が確認できた場合に限り補償します。 (＊3)車両保険では、地震、噴火、それらによる津波によって生じた被害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、車両保険をご契約の場合、これらのリスクに備えて後記「(2)-⑤地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約」を付帯いただくことができます。	ご契約の自動車に存在する欠陥、自然消耗、故障などの損害、タイヤの単独損害　など ※車両保険には免責金額が設定されます。 詳しくはP.6「Ⅱ-7-(3)車両保険の免責金額について」をご参照ください。

主な対象事故 / ご契約タイプ	車対車の衝突・接触(＊1)	盗難	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書き・いたずら・窓ガラス破損	飛来中または落下中の他物との衝突	電柱・ガードレールなど、自動車以外の他物との衝突・接触	自転車との衝突・接触	墜落・転落	あて逃げ	地震、噴火、それらによる津波
フルカバー 一般車両保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×(＊3)
スタンダード「車対車+A」車両保険	○(＊2)	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×(＊3)

主な対象事故 / 被保険者	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の自動車(注)に搭乗中の事故	歩行中の自動車事故	自転車に乗っているときの自動車事故
記名被保険者・ご家族	○	○	○	○
上記以外の方	○	×	×	×

(2)主な任意付帯特約

ご契約時のお申し出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的に付帯される特約と、ご契約時にお申し出があり当社が引き受ける場合に付帯される特約(任意付帯特約)があります。その他の特約については、P.8「Ⅲ-7. 支払保険金などの概要」をご参照ください。

特約	保険金をお支払いする主な場合
①人身傷害搭乗中のみ補償特約	人身傷害補償特約の保険金支払対象となる事故の範囲を、ご契約の自動車に搭乗中の事故に限定します。
②弁護士費用等補償特約	記名被保険者またはそのご家族が、日本国内において偶然な事故により被害にあわれた場合で、相手方への損害賠償請求を当社の同意を得て弁護士などに委任したときに負担する費用や法律相談を行う費用について、損害賠償請求費用は300万円を限度、法律相談費用は10万円を限度に保険金をお支払いします。
③対物全損時修理差額費用補償特約	対物事故における相手のお車の修理費が時価額を上回り、その差額を被保険者が負担した場合に、差額分に過失割合を乗じた額(50万円を限度)をお支払いします。ただし、相手自動車が6か月以内に修理されなかった場合は保険金をお支払いしません。
④ファミリーバイク特約	記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます。)による事故で他人を死傷させ、もしくは他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合の対人もしくは対物事故、または原動機付自転車に搭乗中の自損事故について保険金をお支払いします。
⑤地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約	地震、噴火、それらによる津波によってご契約の自動車に損害が生じ、全損(＊1)となった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、50万円を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金(＊2)としてお支払いします。 (＊1)この特約における全損とは、運転者席の座面を超える浸水を被った場合など、ご契約の自動車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。詳しくはP10「【別表1】地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約における全損の定義」をご確認ください。 (＊2)この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保することなどを目的として、記名被保険者に定額で50万円をお支払いするものです。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額をお支払いします。 (注)地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いした場合であっても、当社はご契約の自動車の所有権を取得せず、廃車や撤去などに要する費用を負担しません。

(注)ご契約の自動車が二輪・原付の場合、③～⑤は付帯できません。

(3)補償される運転者の範囲について

①運転者限定特約(本人型/夫婦型/家族型)

この特約を付帯した場合、ご契約の自動車を運転中の事故については、ご契約タイプごとに運転者が下表の○印の方であるときに限り、保険金をお支払いします。

○:補償されます　×:補償されません

運転者 / ご契約タイプ	本人型	夫婦型	家族型	特約付帯なし
記名被保険者	○	○	○	○
記名被保険者の配偶者	×	○	○	○
記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	×	×	○	○
記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注)の子	×	×	○	○
上記以外の方	×	×	×	○

※この特約により、保険料を割引くことができますが、運転者の範囲が限定されますので十分にご注意ください。なお、ご契約の自動車が二輪・原付の場合、この特約は付帯できません。

②運転者年齢条件特約(21歳以上補償/26歳以上補償/30歳以上補償)

この特約を付帯して年齢条件を設定した場合は、下記ア～エの方が運転者のときに年齢条件が適用され、ご契約の自動車を運転中の事故については、年齢条件を満たすときに限り、保険金をお支払いします。なお、下記ア～エ以外の方(別居の未婚(注)の子・友人・知人など)が運転中の事故については、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

ア. 記名被保険者　イ. 記名被保険者の配偶者　ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族　エ. ア～ウの方の業務(家事を除きます。)に従事中の使用人

※この特約により運転者の年齢条件が制限されますので十分にご注意ください。なお、ご契約の自動車が原動機付自転車の場合は、「21歳以上補償」のみの設定となります。

③運転者限定および運転者年齢条件の設定方法

下図にてご契約の自動車を運転する予定のすべての方をご確認ください。

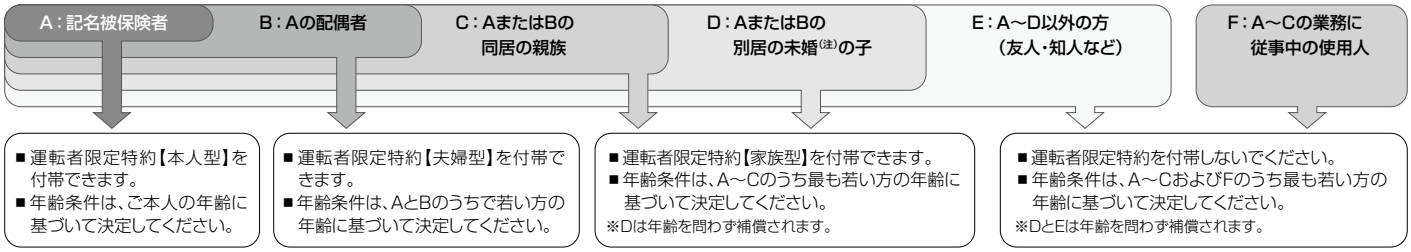

(注)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

3. ノンフリート等級別料率制度

当社は、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割増・割引されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数などにより、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます（決定された等級および「無事故」・「事故有」区分別の割増引率がご契約に適用されます）。

事故有係数適用期間とは、0年～6年の整数年となり、「事故有」の割増引率を適用する期間（保険始期日における残りの適用年数）をいいます。この事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故係数（割増引率）」、1～6年の場合は「事故有係数（割増引率）」が適用されます。

・この割増引率は当社のノンフリート等級別料率制度上の割増引率です。継続（更新）前後の等級を異にするご契約を比較する場合、保険料はその他の条件を含めて算出するため、保険料水準の目安とはなりますが、ご案内している実際の保険料を比較した場合の比率は異なります。

（1）初めて自動車保険をご契約される場合のノンフリート等級

初めて自動車保険をご契約される方は6等級となり、運転者年齢条件に応じて下表の6等級の割増引率が適用されます。

また、複数のお車をお持ちで既に他のお車に自動車保険のご契約があり、2台目以降のお車に新たに自動車保険をご契約される場合(注)で、以下ア～エの条件をすべて満たしたときには「複数所有新規割引」が適用され7等級となり、運転者年齢条件に応じて下表の7等級の割増引率が適用されます。なお、いずれも事故有係数適用期間は0年となります。

ア.1台目のご契約の等級が11等級以上であること。

イ.1台目および2台目以降のご契約の自動車の用途車種がいずれも自家用8車種であること。

ウ.2台目以降のご契約の記名被保険者が、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはこれらの同居の親族であり、かつ、個人であること。

エ.2台目以降のご契約の自動車の車両所有者が、1台目のご契約の自動車の所有者または1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはこれらの同居の親族であり、かつ、個人であること。

運転者年齢条件	年齢を問わず補償（全年齢補償）	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償
6等級（割増引）	6A（+28%）	6B（+3%）	6C（−9%）	6E（−9%）
7等級（割増引）	7A（+11%）	7B（−11%）	7C（−40%）	7E（−40%）

（注）2台目のご契約の保険始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

（2）継続してご契約される場合のノンフリート等級（他の保険会社などからの切替えも含みます。）

前契約の保険期間が1年であり、満期日の翌日から7日以内に継続契約がある場合、等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定され、【表2】の「等級」および「無事故」「事故有」区分別の割増引率が適用されます。

【表1】等級および事故有係数適用期間の決定方法

前契約		継続契約	
事故有係数適用期間	事故の有無・事故種類(注)	等級（前契約等級に対して）	事故有係数適用期間（前契約の事故有係数適用期間に対して）
0年	無事故・ノーカウント事故のみ	「1つ」上がります	0年で変わりません
	3等級ダウン事故	事故1件につき、「3つ」下がります	事故1件につき、「3年」加えます
	1等級ダウン事故	事故1件につき、「1つ」下がります	事故1件につき、「1年」加えます
1～6年	無事故・ノーカウント事故のみ	「1つ」上がります	「1年」引きます
	3等級ダウン事故	事故1件につき、「3つ」下がります	「1年」引いた後に、事故1件につき、「3年」加えます
	1等級ダウン事故	事故1件につき、「1つ」下がります	「1年」引いた後に、事故1件につき、「1年」加えます

（注）事故種類は、後記「（5）事故の取扱い」をご参照ください。

【表2】ノンフリート等級別係数（割増引率）表

				割増			割引																
等級				1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引（%）	保険始期日	平成25年10月21日以降平成26年10月20日以前	無事故	64	28	12	2	13	19	27	40	40	42	45	46	47	50	50	55	55	58	59	63
			事故有	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44
	保険始期日	平成26年10月21日以降平成27年10月20日以前	無事故	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
			事故有	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

※無事故係数（割増引）につきましては、事故がなく翌年に等級が進行したにもかかわらず割増引率がアップすることがないよう、平成28年10月20日まで経過措置を設けます。

●具体例：20等級で3等級ダウン事故が1件発生した場合（1年契約）

現在のご契約（平成25年11月始期）の保険期間中に3等級ダウン事故が1件発生した場合、その翌年のご契約（平成26年11月始期）から3年間事故有係数が適用され、その間保険事故が発生しなかったときは、4年後のご契約（平成29年11月始期）で現在と同じ等級（20等級、無事故係数）となります。

	現在の契約（平成25年11月）	1年後（平成26年11月）	2年後（平成27年11月）	3年後（平成28年11月）	4年後（平成29年11月）	5年後（平成30年11月）
等級（事故有係数適用期間）ノンフリート等級別係数	20等級（0年）無事故係数				20等級（0年）無事故係数	
	3等級ダウン事故	17等級（3年）事故有係数	18等級（2年）事故有係数	19等級（1年）事故有係数		

（3）ノンフリート等級の7等級～20等級の継承ができなくなる場合などについて

以下のいずれかに該当する場合などは、原則として7等級～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

①記名被保険者を「記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」以外の方へ変更される場合

②ご契約のお車を車両入替できない条件のお車に変更される場合

③前契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続されない場合

④前契約が解除された場合　など

（注）上記にかかわらず、過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、ご契約のノンフリート等級が1等級～5等級または事故有係数適用期間が1年～6年となる場合は、そのノンフリート等級および事故有係数適用期間を継承しなければならないことがあります。

（4）前契約のご申告内容

前契約のノンフリート等級、事故有係数適用期間または事故件数などのご申告に誤りがあった場合や当社とのご契約後に前契約の内容に変更が生じた場合には、保険料や補償内容が変わることがあります。当社では、ノンフリート等級別料率制度の適切な運用を図るため、ご契約後、情報交換制度(注)により保険会社などの間で記名被保険者、ノンフリート等級、事故件数、事故有係数適用期間、保険期間などの確認を行います。

万一、ご申告の内容と調査結果が異なる場合は「ご契約内容相違のお知らせ」にてご連絡いたします。この場合、保険始期に遡りご契約内容を訂正し、保険料を追加でお支払いいただくことや保険料を返還させていただくことがございます。なお、情報交換制度による確認完了までは、一定の期間を要しますので、ご了承ください。

追加保険料をお支払いいただけないなど、ご契約内容訂正の手続きに応じていただけない場合には、ご契約を解除させていただく場合や保険金をお支払いできない場合があります。

（注）詳細は、P.8「Ⅲ-5. 個人情報の取扱い」をご参照いただき、ご不明な点は当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

（5）事故の取扱い

ノンフリート等級別料率制度において、事故の種類により、下表のとおり取扱いが異なります。

事故の種類	事故の内容
ノーカウント事故	対人賠償保険の臨時費用保険金のみの事故、搭乗者傷害保険事故、無保険車傷害保険事故、人身傷害補償特約事故、弁護士費用等補償特約事故、ファミリーバイク特約事故、搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払特約事故、搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約事故、搭乗者傷害保険の家事労働費用補償特約事故、ペット搭乗中補償特約事故、日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）事故、携行品損害補償特約事故、形成手術費用補償特約事故、地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約事故
1等級ダウン事故	下記のア～クの原因による車両保険事故 ア. 火災または爆発（他物(※1)との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。）　イ. 盗難（被保険自動車の盗難に関する代車等費用補償特約による保険金支払いのみの場合を含みます。）　ウ. 騒擾（そうじょう）または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為　エ. 台風、竜巻、洪水または高潮　オ. 落書または窓ガラス破損（他物(※1)との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた窓ガラス破損を除きます。）　カ. いたずら（ご契約の自動車の運行によるものおよびご契約の自動車と他の自動車(※2)との衝突または接触によるものを除きます。）　キ. 飛来中または落下中の他物との衝突　ク. ア～キのほかの偶然の事故（他物(※1)との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によるものを除きます。） （※1）飛来中または落下中の物を除きます。（※2）原動機付自転車を含みます。
3等級ダウン事故	上記「ノーカウント事故」および「1等級ダウン事故」以外の事故

（注）他の保険会社などで前契約をご契約されている場合であっても、前契約の保険始期日が平成24年10月21日以降のときは、上表に従い前契約の事故の取扱いをします。

4. 示談交渉

対人･対物賠償事故および日常生活賠償事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、当社は被保険者のために示談交渉を当社の費用によりお引受けします。ただし下記①～⑥の場合には当社は示談交渉ができませんのでご注意ください。示談交渉ができない場合は、示談交渉の進め方や示談書作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをいたします。

①保険金をお支払いすることができない事故（事故の過失割合が相手方100%の事故など）
②事故の相手方が当社と交渉することを拒んだ場合
③ご契約の自動車に自賠責保険などが付いていない場合の対人事故
④損害賠償額が明らかに自賠責保険などの支払限度額内で納まる対人事故
⑤損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故
⑥被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒んだ場合

5. 保険期間

保険期間は原則として1年間となります。実際にご契約いただく保険期間につきましては契約申込書などにてご確認ください。

6. 引受条件（保険金額など）

（1）保険金額の設定について

保険金額については、補償項目ごとに一定の範囲内でお選びいただくものと、あらかじめ金額が定まっているものがあります（P.8「Ⅲ-7. 支払保険金などの概要」もご参照ください）。詳しくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険金額につきましては、契約申込書などにてご確認ください。

（2）記名被保険者の選定について

記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害補償特約において被保険者の範囲などを決定するための重要な事項です。ご契約の自動車を主に運転される方1名をお選びください。

（3）車両所有者について

車両所有者は車両保険金を受け取る方になります。車検証などの所有者欄をご確認のうえ、ご契約の自動車の所有権を有する方のお名前をお申し出ください。また、所有権留保条項付売買契約やリース契約の場合は、買主や借主のお名前をお申し出ください。

（4）その他の条件

ご契約の自動車の使用実態・目的などに応じて料率が区分され、保険料が異なります（詳しくは、後記「7. 保険料の算出方法」をご参照ください）。また、お車の用途車種、前契約または現在のご契約の事故内容などにより、ご契約いただけないことやお引受けする補償内容を制限させていただくことがあります（詳しくは、P.7「Ⅲ-1-（1）お取扱いの範囲」をご参照ください）。

7. 保険料の算出方法

「アクサダイレクト総合自動車保険」は、お客様それぞれのリスク要因に基づき保険料を算出する「リスク細分型自動車保険」です。保険料はお車の用途車種・初度登録年月・使用目的・予想最大走行距離区分、記名被保険者の年齢・住所・運転免許証の色、保険金額および適用されるノンフリート等級･事故有係数適用期間などによって決定されます。実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、お申込時に契約申込書などでご確認ください。お申込手続きの際には、以下の項目につき使用実態に基づいて正確にお申し出ください。なお、変更が生じた場合は速やかに当社カスタマーサービスセンターへご連絡ください。変更内容により、保険料の変更などが生じる場合があります。

<table>
<tr><th>保険料の算出要素</th><th>料率区分</th></tr>
<tr><td>ご契約の自動車の用途車種（型式）</td><td>ナンバープレート上の分類番号、色などに基づき定めた区分や型式別料率クラスなどによって保険料が異なります。</td></tr>
<tr><td>ご契約の自動車の初度登録年月（初度検査年月）</td><td>初度登録年月（初度検査年月）の翌月から起算して保険始期日の属する月までの期間（車齢）によって保険料が異なります（二輪・原付は除きます）。</td></tr>
<tr><td>ご契約の自動車の使用目的</td><td>お車の主な使用目的によって保険料が異なり、使用目的の変更によって保険料の変更が生じます。
<table>
<tr><th>使用目的</th><th>基準</th></tr>
<tr><td>業務用</td><td>年間(注1)を通じて平均月15日以上、業務に使用される場合</td></tr>
<tr><td>通勤通学用(注2)</td><td>業務用に該当せず、年間(注1)を通じて平均月15日以上、通勤通学(注2)に使用される場合（最寄駅への送迎を含みます。）</td></tr>
<tr><td>日常レジャー用</td><td>上記のいずれにも該当しない場合</td></tr>
</table>
（注1）「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更する場合は、その時点から1年間をいいます。
（注2）「通学」とは、以下のような「学校(*)」への登下校（送迎を含みます。）をいいます。ただし、学校教育法に定めのない保育園（保育所）、介護ケアセンターなどへの送迎は、「通学」とはみなしませんのでご注意ください。
（*）幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、専修学校、専門学校、各種学校（予備校、服飾学校など都道府県知事の認可を得たもの）
【使用目的のご確認方法】
Q1 年間を通じて平均して月15日以上、業務に使用する。 いいえ → Q2 年間を通じて平均して月15日以上、通勤通学に使用する。 いいえ → 日常レジャー用
Q1 はい → 業務用
Q2 はい → 通勤通学用
※保育園（保育所）、介護ケアセンターなどへの送迎にのみ使用する場合は、「日常レジャー用」になります。</td></tr>
<tr><td>ご契約期間におけるお車の1年間の予想最大走行距離</td><td>1年間に走行する距離の予想最大値（5,000km未満/5,000km以上10,000km未満/10,000km以上）によって保険料が異なります。ご契約時、ご継続時、車両入替時などに、積算距離計の数値（メーター値）をお申し出ください（原動機付自転車は除きます）。</td></tr>
<tr><td>記名被保険者の生年月日</td><td>運転者年齢条件特約が付帯された場合に限り、保険始期日における記名被保険者の年齢により保険料が異なります（原動機付自転車は除きます）。</td></tr>
<tr><td>記名被保険者の住所</td><td>記名被保険者のお住まいの地域（下記①～⑦の7区分）により保険料が異なります。転居などにより保険料の変更が生じる場合があります。
①北海道　②東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）　③関東･甲信越（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟）
④北陸･東海（富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重）　⑤近畿･中国（大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、山口）
⑥四国（香川、愛媛、徳島、高知）　⑦九州（福岡、長崎、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）</td></tr>
<tr><td>記名被保険者の運転免許証の色</td><td>保険始期日において記名被保険者が所有する有効な運転免許証の有効期限記載部分の帯の色（グリーン/ブルー/ゴールド）によって保険料が異なります。なお、免許の更新手続きが可能な期間中に保険始期日がある場合で、下記①、②のいずれかの条件を満たしているときは、運転免許証の色がブルーでもゴールド（グリーンの場合はブルー）とみなします。
①免許を更新すればゴールド免許またはブルー免許を保有できるが、保険始期日時点で免許を更新していない場合
②免許を更新しなければゴールド免許を保有していたが、保険始期日時点で免許を更新していた場合</td></tr>
</table>

8. 保険料のお支払方法

保険料のお支払方法には「一括払」と「分割払」があり、「分割払」は「一括払」と比べて割増となります。二輪・原付のご契約の場合は「一括払」のみのお取扱いとなります。

<table>
<tr><td colspan="2">【一括払】</td><td rowspan="2">クレジットカード払(注1)、コンビニエンスストア払(注2)、オンライン振込(注3)のいずれかでお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【分割10回払】</td><td>第1回分割保険料</td></tr>
<tr><td>第2回目以降分割保険料</td><td>預貯金口座振替によりお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【分割12回払】</td><td>前契約が当社で預貯金口座振替の場合、「保険契約の自動継続に関する特約」による継続契約のときは、預貯金口座振替をご利用いただけます。</td></tr>
</table>

（注1）当社が、カード会社へクレジットカードの有効性などを確認し承認したときを保険料領収とします。なお、お客様の預貯金口座における決済日についてはカード会社により異なります。カード会社から送付されるご利用明細書によりご確認ください。
（注2）オンライン方式と払込票郵送方式があります。コンビニエンスストアでお支払手続きを完了したときを保険料領収とします。
（注3）当社が指定する金融機関のインターネットバンキングのご利用に限ります。インターネットでお振込手続きを完了したときを保険料領収とします。

9. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

10. 解約および解約返戻金

ご契約を解約される場合には、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。解約の条件によって、保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただきます。詳しくは、P.7「Ⅲ-3. ご契約内容の変更および解約時のご注意」をご確認ください。

11. 当社の相談･連絡･苦情受付窓口および当社の契約する指定紛争解決機関

商品に関するお問い合わせ、お申込手続き、ご契約内容変更手続き、苦情およびご相談などにつきましては、P.6「当社の相談・連絡・苦情受付窓口」および「当社の契約する指定紛争解決機関」をご覧ください。

Ⅱ.注意喚起情報

ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項など特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」として記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みください。

1. クーリングオフ

「アクサダイレクト総合自動車保険」はクーリングオフの対象外となっております。あらかじめご了承ください。

2. 契約締結時における注意事項（告知義務）

特にご注意ください

ご契約のお申込みにあたっては、ご契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、当社が危険に関する重要な事項として告知を求めたもの（契約申込書においては赤枠で囲まれた項目、ホームページ上の申込画面においては★印が付された項目をいいます。以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意もしくは重大な過失によって事実と異なる内容を記載あるいはご入力をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している事故について、保険金をお支払いできないことがあります。特に、用途車種や前契約の事故の有無などについては十分ご注意ください。

（ご注意）前契約の事故件数や内容などによっては、ご契約内容に制限を加えさせていただくことや、ご契約のお引受けをお断りさせていただくことがあります。また、当社の定める必要書類のご提出や必要なお手続きが行われない場合には、ご契約が成立しないことや翌年度のご契約をお断りさせていただくことがあります。

3. 契約締結後における留意事項（通知義務など）

特にご注意ください

（1）ご契約者または被保険者の方は、ご契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項（保険証券などにおいては★印が付された以下の①～④の項目とし、「通知事項」といいます。）に変更が生じた場合に、当社に遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。故意もしくは重大な過失により遅滞なくご通知いただけない場合、またはご通知があっても当社の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している事故について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

①用途車種や登録番号などの変更　②記名被保険者の住所の変更　③使用目的の変更　④予想最大走行距離区分の変更

（注）P.7「Ⅲ-1-（1）お取扱いの範囲－対象とするお車」をご参照ください。

（2）ご契約の締結後に上記（1）のほか、次の①～③のような変更が生じる場合にはあらかじめ当社カスタマーサービスセンターにご連絡ください。お手続きを行うまでの間に生じた事故については保険金をお支払いできないことがあります。また、追加保険料が発生する場合で、そのお支払いがないまま事故が生じたときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので十分ご注意ください。

①ご契約の自動車を変更する場合
新たにお車を取得し入れ替える場合や、ご契約の自動車の廃車・譲渡・返還に伴い、既に所有する他のお車と入れ替える場合をいいます。

（ご注意）新たに取得したお車または既に所有する他のお車が、当社のお引受対象外とするお車の場合は、お車の変更を承認できない場合やご契約を解除させていただくことがありますのでご注意願います。詳しくはP.7「Ⅲ-1-（1）お取扱いの範囲－対象とするお車」および当社カスタマーサービスセンターでご確認ください。

②記名被保険者や運転される方の範囲・年齢条件を変更する場合
③特約の追加などのご契約条件を変更する場合

（3）転居などにより、ご契約者の住所などを変更した場合は、遅滞なく当社カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

4. 保険責任の開始時刻と保険料のお支払い

保険責任は、保険始期日の午後4時（契約申込書などにこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた損害または傷害に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、特約により保険料の払込期間などが定められている場合を除きます。

5. 契約申込書など必要書類のご提出

当社から契約申込書およびその他の必要書類（車検証（写）など）のご提出を依頼した場合には、所定の期限までに必ず当社にご提出ください。郵便事情などをご考慮のうえ、お早めのお手続きをお願いいたします。所定の期限までに契約申込書の提出がないと、ご契約が成立しませんのでご注意ください。

6. 保険料の払込猶予期間などの取扱い

特にご注意ください

預貯金口座振替の分割保険料は、払込期日(注1)の前日までに、ご指定の預貯金口座に必ずご用意ください。万が一払込期日(注1)に振替ができない場合には、**翌月の払込期日に2回分まとめてご請求いたします。**振替不能のお知らせは、振替不能月の翌月中旬頃に書面にてご案内いたします。
なお、2回連続して振替ができない場合には、振替不能となったはじめの払込期日の翌日から免責(注2)となり、それ以降に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただきますので、十分ご注意ください。この場合、7等級以上のノンフリート等級の無事故割引も引継ぐことができません。

（注1）毎月27日とします。ただし、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日とします。
（注2）継続契約の初回保険料（第1回分割保険料）が2回連続して振替不能のときは、保険始期から免責となります。

7. 保険金をお支払いできない主な場合など

（1）保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款/特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

補償項目	保険金をお支払いできない主な場合
対人賠償保険 対物賠償保険	●当社以外の者と約定した加重賠償責任により生じた損害　●ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ●戦争、外国の武力行使、暴動、台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害 ●次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害（対人賠償保険の場合） ・記名被保険者　・ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子　・被保険者の父母、配偶者または子 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（ただし、被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。）(注) （注）ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償されることがあります。 ●次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害（対物賠償保険の場合） ・記名被保険者　・ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子　・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子　など
自損事故保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害保険 人身傷害補償特約	●戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害　●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害 ●異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた損害　●被保険者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に、その本人に生じた損害 ●無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転により、その本人に生じた損害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 ●保険金を受け取るべき者の故意などによって生じた損害（その者の受け取るべき金額部分）　など
車両保険	●ご契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転により、生じた損害 ●地震、噴火、津波によって生じた損害　●戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害　●詐欺または横領によって生じた損害 ●故障損害　●国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害　●ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ●タイヤの単独損害（火災・盗難によるタイヤ損害は除きます。）　●ご契約の自動車に定着されていない付属品の単独損害 ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害　など
地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約	●地震、噴火、それらによる津波によってご契約の自動車に損害が生じた場合で、その損害が全損(注)とならなかったとき。 ●ご契約者、記名被保険者、保険金を受け取るべき者またはご契約の自動車の所有者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害。 （注）この特約における全損とは、運転者席の座面を超える浸水を被った場合など、ご契約の自動車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。詳しくはP.10「【別表1】地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約における全損の定義」をご確認ください。

（2）補償される運転者の範囲について

「運転者限定特約（本人型・夫婦型・家族型）」や「運転者年齢条件特約（21歳以上補償・26歳以上補償・30歳以上補償）」を付帯したご契約については、補償の範囲外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。P.2「I-2-（3）補償される運転者の範囲について」および契約申込書などを十分ご確認ください。

(3)車両保険の免責金額について

車両保険の免責金額は、下表からお選びいただけます。なお、車両保険金をお支払いする場合、全損以外のときは損害額から下表の免責金額を差し引いた金額を、保険金額を限度にお支払いします。

第1回目の車両事故	第2回目以降の車両事故	免責金額選択の条件など
0万円	10万円	
5万円	10万円	車対車免ゼロ特約(注1)を付帯できます。
7万円	10万円	ノンフリート等級が1～6等級の場合のみ選択できます。
10万円	10万円	
30%(注2)	30%(注2)	「車対車+A」車両保険にのみ付帯できます。

(注1)車対車免ゼロ特約(車両保険の免責金額に関する特約)を付帯した場合、車両保険の第1回目の事故で、相手自動車が確認できる他の自動車との衝突・接触事故の場合のみ、車両保険の免責金額が0円(ゼロ)になります。

(注2)車両保険金をお支払いする場合、損害額に免責割合30%を乗じた額を差し引いた金額をお支払いします。「車両保険支払条件変更特約(定率免責用)」が付帯されます。

8. ご契約の中断制度

ノンフリート等級が7等級以上のご契約の自動車を廃車・譲渡されたなどの理由で、ご契約を一時的に中断した場合は、お客様から中断証明書の発行を申請いただくことにより、ご契約の中断制度をご利用いただけます。これにより、中断後の新たなご契約において一定の条件を満たす場合は、新しい契約に中断前のノンフリート等級を引継ぐことができます。
なお、中断日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から13か月以内に、中断証明書の発行について申請がない場合は、この制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

(注)中断後の新たなご契約の保険始期日が平成25年10月21日以降となる場合については、中断前のご契約の事故の有無や件数などにより中断後の新たなご契約に事故有係数適用期間および事故有係数を適用します。

中断制度	中断証明の発行条件	中断後の新契約の条件
国内特則 ご契約の自動車を長期間手放すために一時的にご契約を中断する場合	中断されるご契約の満期日または解約日までに、ご契約の自動車が廃車、譲渡または貸主に返還されていること。または車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の満期日または解約日において、自動車検査証が効力を失っていること。	中断日の翌日から10年以内に新契約を締結すること。
海外特則 記名被保険者の長期的な海外渡航などにより、一時的にご契約を中断する場合	①記名被保険者が海外へ出国された日が、中断されるご契約の満期日または解約日から6か月以内の日であること。 ②記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること。	出国日の翌日から10年以内かつ帰国日の翌日から1年以内に新契約を締結すること。
妊娠による中断 記名被保険者が妊娠され、一時的にご契約を中断する場合(二輪・原付のみ)	①ご契約の自動車が、二輪・原付であること。 ②中断されるご契約の満期日または解約日までに母子保健法に定める妊娠の届出を行っていること。	中断日の翌日から3年以内に新契約を締結すること。

9. 継続契約の保険料

「アクサダイレクト総合自動車保険」は、お客様それぞれのリスク要因に基づき保険料を算出する「リスク細分型自動車保険」です。ご契約条件の変更や記名被保険者の年齢の進行、車齢の進行、型式別料率クラスの見直し、あるいは保険料率水準の検証結果による保険料率の見直しにより、1年間無事故の場合でも継続契約の保険料が前年に比べて高くなる場合があります。

10. 継続契約のお引受け

(1)当社から依頼するお手続きが行われない場合は、継続契約をお引受けできないときがあります。また、前契約の保険期間中における事故の件数や内容、保険料の不払い、ご契約の自動車の入替、その他の契約内容変更など、お客様の諸条件によっては、継続契約の補償内容を制限させていただく場合や、継続契約をお引受けできない場合があります。
(2)「継続契約の取扱いに関する特約」の適用を受けて締結した契約の次契約には、本特約を適用することができません。

11. 保険契約の自動継続に関する特約

ご契約の継続(更新)に際し、契約申込書の返送などお客様のお手続きを簡便にし、ご継続忘れなどを防止するための特約です。
(1)当社ホームページおよびカスタマーサービスセンターでお申込みの場合は、この特約が原則として付帯されます。
(2)当社より満期日の約2か月前に「満期案内通知書兼自動継続契約内容確認書」をお送りします。その後、満期日の前月10日(以下「継続意思確認日」といいます。)までに、お客様もしくは当社より契約内容の変更など特段の意思表示がない場合(注)、保険契約は原則満期日と同一の条件で自動的に継続するものとし、継続契約内容を改めて書面にてご案内します。この特約により、自動継続時の契約申込書の返送など、ご面倒な手続きを省略できます。
(3)保険契約の自動継続に関する特約を付帯された場合でも、継続契約のご案内時点におけるご契約の状況、継続契約のお引受条件・内容に変更のある場合などの諸条件により、この特約が適用されないときがあります。
(4)当社が提示させていただく自動継続以外のプランでお申込みされる場合は、お手続き方法が異なります。当社からお送りする「ご継続手続きのご案内」などにてご確認ください。
(5)この特約により、ご契約を自動的に継続する場合であっても、継続契約の保険料払込期日から1か月を経過した後も保険料をお支払いいただけない場合は、継続契約の保険始期以降に生じた事故に対して保険金をお支払いしません。この場合、継続契約を解除させていただきます。
(6)この特約により保険契約を継続された場合は保険契約継続証などを交付いたします。

(注)分割払契約の場合は、現在ご指定の預貯金口座より継続契約の保険料を振替させていただきます。なお、継続意思確認日以降であっても、継続をご希望されない場合には必ず、満期日の前日までに当社カスタマーサービスセンターにその旨をご連絡ください。

12. 解約および解約返戻金

ご契約を解約される場合には、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。解約の条件によって、保険料を返還、または未払い保険料をご請求させていただきます。詳しくは、P.7「Ⅲ-3. ご契約内容の変更および解約時のご注意」をご確認ください。

13. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)が設立されており、当社もこの保護機構に参加しております。「アクサダイレクト総合自動車保険」はこの保護機構で補償される対象契約に該当します。引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返戻金などは原則として80%(破綻後3か月以内に発生した事故に係る保険金は100%)が補償されます。

当社の相談・連絡・苦情受付窓口

商品に関するお問い合わせ、お申込手続き、ご契約内容変更手続きなどは、当社カスタマーサービスセンターにて承ります。
【新規のお客様専用】 0120-577-544 (通話料無料)
受付時間:[月ー日] 9:00～21:00(祝日も含みます。)
【ご契約者様専用】 0120-193-877 (通話料無料)
受付時間:[月ー金] 9:00～21:00 [土・日・祝日] 9:00～17:00

当社へのご相談・苦情は、当社お客様相談室にて承ります。
【お客様相談室】 0120-449-669 (通話料無料)
受付時間:[月ー金] 9:00～17:00(土・日・祝日を除きます。)

事故・故障などのご連絡は、事故受付・ロードサービスセンターにて承ります。
【事故・故障のご連絡】 0120-699-644 (通話料無料)
受付時間:24時間 365日

当社の契約する指定紛争解決機関のお問い合わせ先窓口

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

【一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
電話:0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕
受付時間:平日 9:15～17:00(土・日・祝日・年末年始などを除きます。)
ホームページ:http://www.sonpo.or.jp/

Ⅲ.その他のご注意点

ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますよう重ねてお願いいたします。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

(1)お取扱いの範囲

対象となるご契約者と記名被保険者	【ご契約者】ノンフリート契約者とします。フリート契約者または前契約にフリート契約者料率が適用されている場合は対象外となります。 なお、満20歳未満の方はご契約の際に親権者の同意が必要です。 【記名被保険者】ご契約者、その配偶者またはこれらの同居の親族もしくは別居の未婚の子のうち、ご契約の自動車を主に運転する方とします。 (注)以下に該当する場合には、ご契約内容に制限を加えさせていただくことや、ご契約のお引受けをお断りさせていただくことがあります。 ①前契約期間中に事故があり、次年度のノンフリート等級が1等級となる場合　②前契約期間中に事故が2件以上発生している場合　など
対象とするお車	ご契約者、その配偶者またはこれらの親族が所有する以下❶～❿の自家用のお車を対象とします。 ❶自家用普通乗用車　❷自家用小型乗用車　❸自家用軽四輪乗用車　❹自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)　❺自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)❻自家用小型貨物車　❼自家用軽四輪貨物車　❽特種用途自動車(キャンピング車)　❾自家用二輪自動車　❿原動機付自転車 (注1)上記に該当する場合であっても、以下㋐～㋔のいずれかに該当するお車はお取扱いできません。 ㋐レンタカー、教習用自動車、販売用自動車、外務省登録自動車、駐留軍属軍人私用等自動車　㋑ダンプカー、スノーモービル、ゴルフカー、構内専用車、自動車取扱業者が業務として使用する自動車　㋒緑ナンバー、黒ナンバー、有償で人または貨物を輸送するお車(道路運送法に基づく有償運送許可を受けた自家用自動車を除きます。)　㋓業務で危険物を積載する自動車または危険物積載車を牽引する自動車、タンク車、空港構内で使用する自動車　㋔発売直後の新型式のお車、年式の古いお車または型式不明車などの当社が型式データを保有していないお車(二輪・原付を除きます。) (注2)以下に該当するお車につきましては、ご契約内容に制限を加えさせていただくことや、ご契約をお断りさせていただく場合があります。 ㋐当社が定めるお車(スポーツカー、高級車など)　㋑改造車 (注3)8ナンバーの特種用途自動車で、車検証などの車体の形状欄に「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」と記載があるお車は、ご契約の対象となる場合がありますので、当社カスタマーサービスセンターへお問い合わせください。

(2)自動車検査証などのご提示

当社では、ご契約者が新たなご契約をする場合またはご契約の自動車を入れ替える場合には、お車の正確な情報をもとに適正な保険料算出などを行うため、車検証(写)などをご提出いただき、お車の用途車種、車名、登録番号、型式、車台番号、初度登録年月、排気量、お車の所有者などの確認をさせていただきます。また、前年度のご契約内容を確認するために前契約の保険証券(写)などについても、ご提出をお願いする場合があります。

なお、当社の定めるこれらの必要書類が提出されない場合には、翌年度のご契約をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(3)複数のご契約があるお客様へ

次の特約については、ご契約の自動車以外の事故やご家族も補償の対象となります。したがって、複数のご契約で同内容の特約を付帯している場合は、他のご契約によって補償することも可能であるため、補償の重複が生じることがありますので、ご契約にあたっては十分にご確認ください。

なお、保険金額が「無制限」以外の場合には、複数のご契約に同内容の特約を付帯しているときは、各々の保険金額を合算した金額がお支払いの限度額となります。

また、重複を避けるためにこれらの特約を1つのご契約のみに付帯されている場合は、そのご契約が解約・解除となったときなど、補償が消滅してしまいますので十分ご注意ください。

- 人身傷害補償特約(注)
- 日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)
- 弁護士費用等補償特約
- ファミリーバイク特約

(注)2台目以降のご契約には「人身傷害搭乗中のみ補償特約」を付帯することで重複部分をなくすことができます。

(4)保険契約の無効

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したご契約は無効となります。

(5)保険契約の取消し

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、当社はご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を取り消すことができます。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

(1)ご契約の自動車の入替

①新たにお車を取得された場合や、ご契約の自動車を廃車・譲渡・返還された場合で他に所有するお車があるときは、ご契約の自動車の入替が可能です。ただし、次のア.～ウ.の条件をすべて満たす必要があります。

ア. 入替の条件が以下のいずれかに該当すること。
- 入替後のお車が新たに取得されたお車であること。
- 入替前のお車が廃車・譲渡・返還された場合、入替後のお車が他の所有するお車であること。

イ. 入替後のお車の所有者が以下のいずれかに該当すること。
- 入替前のお車の所有者と同一
- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 入替前のお車と入替後のお車の用途車種が、普通保険約款に定める同一区分であること(右表参照)。

【入替手続きができるお車の用途車種の範囲】

ご契約の自動車	新規取得自動車または他の所有自動車
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)	自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)	自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
特種用途自動車(キャンピング車)	特種用途自動車(キャンピング車)
自家用二輪自動車	自家用二輪自動車
原動機付自転車	原動機付自転車

※新たに取得したお車または既に所有する他のお車が、当社のお引受け対象外とするお車の場合はお車の変更を承認できないことや保険契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。あわせて上記の「Ⅲ-1-(1)お取扱いの範囲－対象とするお車」をご確認ください。

②ご契約の自動車を入れ替える場合は、直ちに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。手続きが行われるまでの間は、入替後のお車に事故が発生しても保険金をお支払いできません。ただし、入替後のお車が、入替前のお車を廃車・譲渡・返還した後にその代替として新たに取得したお車である場合で、入替後のお車の取得日の翌日から30日以内にお車の入替の手続きが行われ、当社がこれを承認したときは、「被保険自動車の入替における自動補償特約(注)」を適用します。この場合、当社がお車の入替を承認するまでの間は、入替後のお車をご契約の自動車とみなして保険金をお支払いします。

(注)この特約は、すべてのご契約に付帯されます。

(2)ご契約の自動車の譲渡

お車を譲渡された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款/特約に関する権利、義務はお車の譲受人(譲り受けた相手)には移転しません。

(3)ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合、保険契約上の権利および義務はご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。この場合、手続きが必要ですので、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

(4)重大事由による解除について

以下①～③のいずれかに該当する事由がある場合、当社は書面による通知をもってご契約を解除することがあります。その場合、解除の事由が生じた時から解除した時までに発生した事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いしません。

①保険金の不法取得を目的として損害または傷害を生じさせたこと、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、もしくは行おうとしたこと、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当することが認められたこと。

③①、②と同程度に当社のご契約者などに対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3. ご契約内容の変更および解約時のご注意

(1)ご契約内容の変更・解約の通知

ご契約内容の変更・解約については、ご契約者本人からご連絡いただけますようお願いします。なお、ご契約内容の変更・解約は、当社へご通知いただいた時以降の変更・解約となります。過去に遡ってのご契約内容の変更・解約は受付けませんのでご注意ください。

(2)ご契約内容の変更・解約時の追加・返還保険料

追加・返還保険料の基本的な計算方法は以下のとおりです。なお、ご契約条件などによりこれらと異なる計算方法となる場合があります。

①ご契約内容の変更の場合

ア. 保険料が追加となる場合　(新条件の年間保険料－旧条件の年間保険料)×未経過期間に対応する短期料率(注) ＝追加保険料

イ. 保険料が返還となる場合　(旧条件の年間保険料－新条件の年間保険料)×(1－既経過期間に対応する短期料率(注)) ＝返還保険料

※保険料を分割してお支払いいただいている場合は、月割短期料率(注)を用います。

②ご契約の解約の場合

ア. 保険料を一時払でお支払いいただいた場合　　現在の年間保険料×(1−既経過期間に対応する短期料率(注))=返還保険料

イ. 保険料を分割払でお支払いいただいている場合　現在の年間保険料×(1−既経過期間に対応する月割短期料率(注))−未払込保険料=返還保険料

(注)短期料率・月割短期料率

既経過期間 未経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
月割短期料率	−	−	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

4. 事故が起こった場合のお手続き

(1)事故の発生からご連絡

①ケガ人の救護

事故が発生した場合には、まずはケガ人の救護措置(救急車119番)を行ってください。

②二次災害の防止と警察への連絡

二次災害の防止措置を行ったうえで、警察へ連絡(警察110番)をしてください。

(注)人身事故の場合には、人身事故である旨を正しく警察に届けてください。

③相手方などの確認

事故の相手方とお互い運転免許証を提示するなどし、住所、氏名、連絡先、車名、登録番号(ナンバー)、事故の発生場所、事故状況、車両の破損状況、加入している保険会社名などを確認してください。また、目撃者のある場合は、その方の住所および氏名などを確認してください。

(注)事故現場で事故の相手方と具体的な損害賠償の話し合いや念書の取り交わしは絶対に行わないでください。

④当社へのご連絡

事故の状況について、直ちに当社へご連絡ください(事故受付専用 0120-699-644(通話料無料))。なお、ご連絡いただくにあたっては、以下の事項をお知らせください。

ア. 事故の日時・場所・状況　イ. 届出警察・担当官　ウ. 事故の相手方の住所、氏名、連絡先、車名、登録番号(ナンバー)

エ. 目撃者のある場合は、その方の住所、氏名、連絡先　オ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容　など

(2)事前にご相談いただきたい事項

①事故にあったお車を修理される場合

修理に着手される前に必ず当社の承認を得てください。当社が承認する前に修理に着手された場合や、補修可能であるにもかかわらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

②相手方と示談される場合

相手方からの損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、事前に必ず当社にご相談ください。当社が承認しないうちに補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

③損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合

必ず当社にご通知のうえ、ご相談ください。ご通知がないと保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

(3)保険金の支払時期について

保険金請求に必要な書類などのうち、当社が求めるものすべてを受理した日から30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別な照会や調査が必要な場合は、普通保険約款で別途定める日数までに保険金をお支払いします。なお、保険金請求に必要な書類とは、以下①〜⑧のものをいいます。

①保険金請求書　②公の機関が発行する交通事故証明書　③損害の額または傷害の程度を示す書類　④保険金の支払額を確定するための書類

⑤お支払いする保険金の額に関する被保険者と当社との協議内容を示す書類(無保険車傷害保険、人身傷害補償特約をご請求の場合)　⑥保険金請求者であることを示す書類

⑦盗難事故の場合で、車両保険金または身の回り品保険金の支払いを請求する場合に必要となる書類　⑧自賠責保険との一括払いを行う場合に必要となる書類

※上記書類に加え、医療機関などへ症状、治療内容などを照会するための同意書をご提出いただくこともございます。

※必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査などが不可欠な場合には、普通保険約款/特約に定める日数までに照会または調査などを終え、保険金をお支払いいたします。この場合は、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

5. 個人情報の取扱い

(1)当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、業務上必要な範囲内で適法かつ公正な手段によりお客様の情報を収集させていただいており、主に次の目的のために利用します。また、利用目的は、お客様にとって明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、ホームページ等により公表します。

①ご本人かどうかの確認　②損害保険契約の見積、引受、維持、管理　③適正な保険金、給付金の支払

④当社および関連会社、提携会社等の各種商品・サービスの案内、提供、管理　⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

(2)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

①法令に基づく場合　②業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合　③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

④当社関連会社との間で共同利用する場合　⑤損害保険会社間等で共同利用する場合

(3)当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託する場合があります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(4)当社および当社関連会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で個人データを共同利用することがあります。

(5)当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社・共済、一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 日本少額短期保険協会および損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。※詳しくは、当社ホームページの「プライバシーポリシー」(http://www.axa-direct.co.jp/privacy_policy/)をご確認ください。

6. 取扱代理店の権限

当社の取扱代理店は、原則として、保険契約締結の媒介を行っており、保険契約の締結、保険料の領収および領収証の交付、告知の受領などの代理権を有しておりません。

ただし、取扱代理店のうち株式会社エヌ·ティ·ティ·イフは、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収および保険料領収証の交付、告知の受領などの代理権を有して代理業務を行っています。したがって、この取扱代理店でお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

7. 支払保険金などの概要

詳しくは、普通保険約款/特約をご参照ください

★は、任意にご付帯いただくことができる保険および特約です。

(注1)任意にご付帯いただくことができる保険および特約のうち、人身傷害補償特約および搭乗者傷害保険は、いずれかまたは両方を必ずご付帯いただきます。

(注2)ご契約の自動車が二輪・原付となる場合や一部の車両では「車両保険」を付帯することができません。また、二輪・原付となる場合は、「対物全損時修理差額費用補償特約」、「ファミリーバイク特約」、「アクサ安心プラス」も付帯することはできません。

支払保険金などの概要				
相手方への賠償	対人賠償保険	対人賠償保険金	ご契約の自動車の事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険などの補償額を超える部分に対し、保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。また、損害発生または拡大防止費用、求償権保全または行使手続き費用、および緊急措置費用をお支払いできる場合があります。	
			保険金額	生命または身体を害された方1名につき「無制限」とします。
		対人臨時費用保険金	対人事故で相手方が死亡した場合、または病院などに20日以上入院した場合に、臨時費用保険金をお支払いします。	
			費用保険金の額	生命または身体を害された方1名につき、死亡された場合…10万円、20日以上入院された場合…2万円とします。
		その他の費用保険金など	示談交渉の費用、当社に協力するために要した費用、争訟費用および訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	
	対物賠償保険	対物賠償保険金	ご契約の自動車の事故により、他人の車や建物などに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。また、損害発生または拡大防止費用、求償権保全または行使手続き費用、緊急措置費用、落下物取り片づけ費用および原因者負担費用をお支払いできる場合があります。	
			保険金額	1事故あたりの保険金額を以下から選択します。 【自家用8車種】1,000万円/2,000万円/無制限　【二輪・原付】500万円/1,000万円/2,000万円/無制限
		その他の費用保険金など	示談交渉の費用、当社に協力するために要した費用、争訟費用および訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	

支払保険金などの概要		
相手方への賠償	他車運転危険補償特約	記名被保険者またはそのご家族(*1)が、他の自動車(*2)を臨時に借用して運転していた場合の対人・対物事故、自損事故および車両事故(*3)について、原則、他の自動車の保険契約に優先して、主契約の条件に従い、保険金をお支払いします。 (*1)別居の未婚の子については、自らが所有または常時使用する自動車に搭乗中の場合を除きます。 (*2)自家用8車種に限ります。ただし、記名被保険者、その配偶者もしくはこれらの同居の親族が所有または常時使用する自動車を除きます。 (*3)車両保険をご契約の場合で、その車両保険の内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りた自動車を損傷したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、対物賠償保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ご契約の自動車が自家用8車種の場合に自動付帯されます。ご契約の自動車が二輪・原付の場合には付帯されません。
		保険金額:主契約(対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故保険)と同額とします。
	★対物全損時修理差額費用補償特約	対物事故における相手方の自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を被保険者が負担した場合に、差額分に過失割合を乗じた額(50万円を限度)をお支払いします。ただし、相手方の自動車が6か月以内に修理されなかった場合はお支払いしません。
ご自身・ご家族・搭乗中の方の補償	自損事故保険	ご契約の自動車を運転中の事故(電柱への衝突や転落事故など)で、搭乗中の方が死傷し、自賠責保険などで補償されない場合に、以下の保険金をお支払いします。 ※人身傷害補償特約が付帯される場合は、自損事故保険は適用されません。
	死亡保険金	死亡された場合に、被保険者1名につき1,500万円を死亡保険金としてお支払いします。
	後遺障害保険金	後遺障害を被られた場合に、その後遺障害の程度に応じて被保険者1名につき50万円～2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
	介護費用保険金	約款に定める重度の後遺障害を被られた場合で、かつ、介護を必要とすると認められる場合に、被保険者1名につき200万円を介護費用保険金としてお支払いします。
	医療保険金	入院または通院された場合に、被保険者1名につき入院1日6,000円/通院1日4,000円(1事故合計100万円限度)を医療保険金としてお支払いします。
	無保険車傷害保険	ご契約の自動車を運転中に賠償資力が十分でない無保険自動車と衝突した場合などで、ご契約の自動車の運転者や同乗者が死亡または後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。記名被保険者とそのご家族については、ご契約の自動車に乗車していないとき(歩行中など)の無保険自動車との事故でも補償します。また、損害発生または拡大防止費用、求償権保全または行使手続き費用をお支払いできる場合があります。 ※人身傷害補償特約付帯の無保険車傷害事故の場合は、人身傷害補償特約による保険金の額が、無保険車傷害保険による保険金の額および自賠責保険などによる保険金の額の合計額を下回る場合に限り、無保険車傷害保険金をお支払いします。
		保険金額:被保険者1名につき2億円とします。
	★人身傷害補償特約 人身傷害保険金	ご契約の自動車を運転中の自動車事故により、ご契約の自動車に搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対して、約款記載の損害額基準に従って、保険金額(注)を限度に人身傷害保険金をお支払いします。記名被保険者とそのご家族については、ご契約の自動車に乗車していないとき(歩行中など)の自動車事故も補償します。 (注)約款に定める重度の後遺障害が生じ、かつ介護を必要とする場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍を限度とします。 ※この特約が適用される場合は、自損事故保険は適用されず、この特約で補償します。 【補償の対象となる主な損害】 ・傷害の場合…治療費、休業損害、精神的損害　など ・後遺障害の場合…治療費、逸失利益(*)、精神的損害、将来の介護料　など ・死亡の場合…治療費、逸失利益(*)、精神的損害、葬儀費　など (*)後遺障害によって労働能力を喪失したこと、または死亡したことにより失った将来の収入をいいます。
		保険金額:被保険者1名あたりの保険金額を以下から選択します。 【自家用8車種、二輪・原付　共通】3,000万円/4,000万円/5,000万円/6,000万円/7,000万円/8,000万円/9,000万円/1億円/無制限
	その他の費用保険金	損害発生または拡大防止費用、求償権保全または行使手続き費用をお支払いできる場合があります。
	★人身傷害搭乗中のみ補償特約	人身傷害補償特約の保険金支払対象となる事故の範囲を、ご契約の自動車に搭乗中の事故に限定します。
	★搭乗者傷害保険	ご契約の自動車を運転中の自動車事故により、ご契約の自動車に搭乗中の方が死傷した場合に、以下の保険金をお支払いします。
		保険金額:被保険者1名あたりの保険金額を以下から選択します。 【自家用8車種】500万円/1,000万円/1,500万円/2,000万円　【二輪・原付】200万円/300万円/500万円/1,000万円
	死亡保険金	事故の発生の日から180日以内に死亡された場合に、被保険者1名につき保険金額を死亡保険金としてお支払いします。
	後遺障害保険金	後遺障害を被られた場合に、その後遺障害の程度に応じて被保険者1名につき保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。
	重度後遺障害特別保険金	約款に定める重度の後遺障害を被られた場合で、かつ、介護を必要とすると認められる場合に、被保険者1名につき保険金額の10%(100万円を限度)を重度後遺障害特別保険金としてお支払いします。
	重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金をお支払いする場合に、後遺障害保険金に加えて被保険者1名につき後遺障害保険金の50%(500万円を限度)を重度後遺障害介護費用保険金としてお支払いします。
	医療保険金 (入通院一時金補償型)	入院または通院された場合に、被保険者1名につき、入通院日数4日以内のときは1万円、5日以上のときは部位・症状(注)に応じて10万円・30万円・50万円・100万円のいずれかの一時金を医療保険金としてお支払いします。 (注)詳しくは、後記「【別表2】医療保険金支払額表」をご参照ください。
お車の補償	★車両保険 車両保険金	偶然な事故により、ご契約の自動車が損害を被った場合に、車両保険金をお支払いします。 ・全損の場合…保険金額の全額をお支払いします。　・全損以外の場合…損害額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。 ※車両保険の種類(一般車両保険または車対車+A車両保険)により補償対象となる事故が異なります。P.2「1-2-(1)-表内 お車の補償」をご参照ください。
		保険金額:ご契約の自動車の市場販売価格相当額とします。
	身の回り品保険金	車両保険金が支払われる場合で、同一事由により車内やトランクに積んでいる個人所有の身の回り品(事業用動産などを除きます。)に損害が生じたときに、保険金額を限度に身の回り品保険金をお支払いします。ただし、保険金額が保険価額(損害が生じた地および時における身の回り品の価額をいいます。)を超える場合は、保険価額を限度とします。
		保険金額:1事故につき10万円とします。
	その他の費用保険金など	損害発生または拡大防止費用、求償権保全または行使手続き費用、盗難事故時の車両引取費用、共同海損の分担額をお支払いできる場合があります。
	被保険自動車の盗難に関する代車等費用補償特約	盗難によりご契約の自動車が使用できなくなった場合で、盗難の事実を警察に届け出たときに、警察届出日からの使用不能日数より最初の3日間を控除した日数に対して、1日につき3,000円(30日を限度)を代車等費用保険金としてお支払いします。 ※この特約は、車両保険をご契約の場合に自動付帯されます。
	車両全損時臨時費用補償特約(5%)	ご契約の自動車が全損となった場合に、車両保険金額の5%(10万円を限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。 ※この特約は、車両保険をご契約の場合に自動付帯されます。
	★地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約	地震、噴火、それらによる津波により、ご契約の自動車に損害が生じ、全損(注1)となった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、1事故につき50万円(注2)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。 (注1)全損とは、車両保険および車両全損時臨時費用補償特約(5%)における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。 詳しくは、後記「【別表1】地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約における全損の定義」をご確認ください。 (注2)車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額と同額をお支払いします。 ※この特約を付帯しない場合は、車両保険をご契約されている場合であっても、地震などによりご契約の自動車に損害が生じたときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費などについて保険金をお支払いするものではありません。 ※地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いした場合であっても、当社はご契約の自動車の所有権を取得せず、廃車や撤去などに要する費用を負担しません。 ※被保険者は記名被保険者となります。 ※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合など、引受を制限させていただくことがあります。 ※この特約は、車両保険をご契約の場合に任意で付帯することができます。
その他の補償	★弁護士費用等補償特約 損害賠償請求費用保険金	日本国内において偶然な事故により被害にあわれた場合で、相手方への損害賠償請求を当社の同意を得て弁護士などに委任したときに、弁護士・司法書士・行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用に対して、保険金額を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
		保険金額:被保険者1名につき300万円とします。
	法律相談費用保険金	日本国内において偶然な事故により被害にあわれた場合で、当社の同意を得て被害事故にかかわる弁護士が行う法律相談または司法書士法・行政書士法に規定する相談を行ったときの費用に対して、保険金額を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。
		保険金額:被保険者1名につき10万円とします。
	★ファミリーバイク特約	記名被保険者またはそのご家族の方が、原動機付自転車(*)を運転中の対人・対物事故、自損事故について、主契約の条件に従い、保険金をお支払いします。 (*)借用原動機付自転車を含みます。
		保険金額:主契約(対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故保険)と同額とします。
	★アクサ安心プラス	複数の特約からなる特約パッケージです。詳しくは、後記「【別表3】アクサ安心プラス」をご参照ください。 ※この特約パッケージは、搭乗者傷害保険をご契約の場合に任意で付帯することができます。

【別表1】地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約における全損の定義

この特約における全損とは、ご契約の自動車の損害の状態が、約款に定める基準（以下①～⑧）に該当する場合をいいます。

①「車体上部」損傷の場合
下記条件をすべて満たす場合をいいます。
ア. ルーフ（下図Ⓐ）の**著しい損傷**(注)
イ. 3本以上のピラー（下図Ⓑ）の折損、断裂またはこれと同程度の損傷
ウ. 前面ガラスの損傷、後面ガラスの損傷および左右のいずれかのドアガラスの損傷

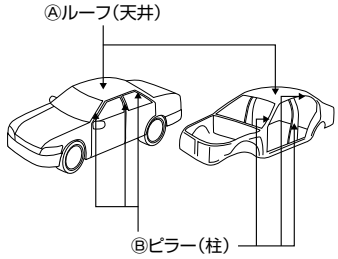

②「車体側部」損傷の場合
下記条件をすべて満たす場合をいいます。
ア. 2本以上のピラー（下図Ⓑ）の折損、断裂またはこれと同程度の損傷
イ. サイドシル（下図Ⓒ）の折損、断裂またはこれと同程度の損傷
ウ. 座席の**著しい損傷**(注)

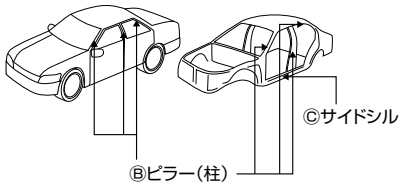

③「車体底部」損傷の場合
下記いずれかの損傷が生じ、自力で走行できない場合をいいます。
ア. 前または後の左右双方のサスペンション（下図Ⓓ）およびこれらと接続された部位のフレームの**著しい損傷**(注)
イ. 前または後の左右双方のサスペンション（下図Ⓓ）および車体底部の**著しい損傷**(注)

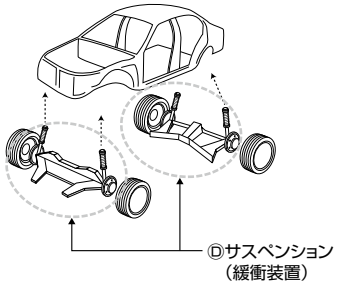

④「原動機（エンジン）」損傷の場合
下記いずれかの場合をいいます。
ア. 原動機のシリンダーに**著しい損傷**(注)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に**著しい損傷**(注)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合

⑤流失または埋没し発見されなかった場合
⑥運転者席の座面を超える浸水を被った場合
⑦全焼した場合
⑧①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき

（注）著しい損傷とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修で原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

【別表2】医療保険金支払額表

部位および症状	医療保険金の額
① 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部･腹部の臓器損傷	100万円
② 上肢･下肢の欠損または切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
③ 骨折･脱臼、脳･眼･頸髄･脊髄を除く部位の神経損傷、上肢･下肢の腱･筋･靭帯の断裂	30万円
④ 打撲･挫傷･擦過傷･捻挫等、上記①から③以外のもの	10万円

（注）保険始期日が平成25年10月21日以降となるご契約より、医療保険金支払額表を改定しています。主に以下の部位および症状で医療保険金の額が増減していますので、ご注意ください。
- 頭部、頸部、背部および腰部などの部位における打撲、捻挫、挫創などの症状 …… （改定前） 5万円 → （改定後）10万円
- 頭部および頸部の部位における骨折の症状 …… （改定前）75万円 → （改定後）30万円
- 足指を除く下肢の部位における欠損または切断の症状 …… （改定前）90万円 → （改定後）50万円　など

【別表3】アクサ安心プラス

複数の特約からなる特約パッケージです。搭乗者傷害保険をご契約の場合に3つのプラン（ファミリープラス(注)・レディースプラス(注)・ペットプラス）からお客様のニーズに合わせてお選びいただけます。
なお、複数のプランをお選びいただいた場合には、重複する特約は付帯せず、保険料を調整しております（お支払いする保険金の額は増額されません）。

○：付帯されます　×：付帯されません

プラン名 / 特約名	ファミリープラス(注)	レディースプラス(注)	ペットプラス	対象となる損害とお支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払特約	○	○	×	搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われる場合に、医療保険金の額を2倍にしてお支払いします。	• 搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われない場合
搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約	○	×	×	搭乗者傷害保険の保険金が支払われる場合であって、被保険者の年齢が事故発生時に満18歳未満であった場合に、以下の保険金をお支払いします。 • 後遺障害保険金…搭乗者傷害保険により支払われる後遺障害保険金の額を2倍にしてお支払いします。 • 医療保険金…搭乗者傷害保険の医療保険金に加えて10万円をお支払いします。ただし、治療日数が5日以上となった場合に限ります。	• 搭乗者傷害保険の保険金が支払われない場合 • 事故発生時、満18歳以上である方の傷害
搭乗者傷害保険の家事労働費用補償特約	○	×	×	記名被保険者と配偶者およびこれらの同居の親族のうち家事従事者である者が、搭乗者傷害保険の医療保険金の支払事由に該当する傷害を被り3日以上入院した場合に、3日目以降の入院期間1日につき5,000円をお支払いします。	• 搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われない場合 • 入院期間が3日未満の場合 • 事故発生日から180日を経過した後の入院
ペット搭乗中補償特約	×	×	○	搭乗者傷害保険の保険金が支払われる場合において、同一の支払事由により記名被保険者またはそのご家族が所有するペット（犬またはねこ）が死傷した場合に、「葬祭費用保険金」および「治療費用保険金」を、合計で保険期間中10万円を限度にお支払いします。	• 搭乗者傷害保険の保険金が支払われない場合（ペットのみが死傷した場合） • 事故発生日からその日を含めて30日を経過した後の費用
形成手術費用補償特約	○	○	×	搭乗者傷害保険または人身傷害補償特約の保険金が支払われる場合で、その支払事由である傷害が治った後に瘢痕が残り、その瘢痕の治療を目的とした形成手術を受けた場合に、1回の事故につき1回の形成手術に限り10万円をお支払いします。	• 搭乗者傷害保険または人身傷害補償特約の保険金が支払われない場合 • 瘢痕全体の部位が顔面部、頭部および頸部以外である場合で、かつ、直径が2cm未満（線状の場合は長さが3cm未満）の瘢痕
日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）	○	○	○	日本国内において記名被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故、または記名被保険者もしくはそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故で、他人を死傷させた場合や他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金額（3,000万円）を限度に保険金をお支払いします。	• ご契約者または被保険者の故意による損害 • 地震・噴火・津波を事由とする損害 • 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償 • 被保険者が他人から借りたり、預かったりしたものに生じた損害
携行品損害補償特約	×	○	×	日本国内または国外において偶然な事故によって、記名被保険者またはそのご家族が住宅外において携行している自己所有の日常生活の用に供する動産に生じた損害に対して、保険期間中30万円（免責金額3,000円）を限度として保険金をお支払いします。	• ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 • 置き忘れまたは紛失に起因する損害 • 自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなどの損害

（注）ファミリープラスおよびレディースプラスはプランの名称であり、それぞれご家族のみ、女性のみを対象とするものではありません。